

第14章 公害苦情

公害苦情は、市民の日常生活に密接に関係しており、迅速かつ適切に処理することが極めて重要である。

本市に寄せられる公害苦情は、最近では工場等を発生源とする産業型の苦情よりも、一般家庭を発生源とする都市・生活型のものが増加している。

市では苦情処理に当たり、関係機関と連絡調整を図りながら必要な調査等を行い、問題解決に努めている。

1 公害苦情の発生状況

公害苦情の年度別受理件数は表14-1のとおりであり、令和6年度中に本市に寄せられた公害苦情は60件であった。

苦情の最も多かったのは、不法投棄（36件）で

あり、その大半が生活ごみであった。

次いで多かったのは悪臭（14件）で、主たる原因は、剪定木や家庭ごみ等の焼却行為（野焼き）によって発生する煙によるものであった。

この二つを合わせると全体の約83%を占めており、都市・生活型の苦情が大半を占めていることがわかる。

また、地盤沈下、土壌汚染に関する苦情は、例年ほとんど見られない。

令和6年度における公害苦情の発生源を表14-2に示す。

用途地域別件数は表14-3のとおりで、都市計画区域外が28件で最も多く、次いで住居系地域20件、市街化調整区域6件、工業系地域4件、商業系地域2件の順となっている。

(表14-1) 年度別公害苦情の受理件数

(単位：件)

種類		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
典型七公害	大気汚染	4(4.7)	2(1.8)	3(3.9)	6(6.0)	2(3.3)
	水質汚濁	0(0.0)	0(0.0)	3(3.9)	2(2.0)	1(1.7)
	騒音	13(15.3)	16(14.5)	10(13.2)	13(13.0)	2(3.3)
	振動	0(0.0)	1(0.9)	2(2.6)	1(1.0)	1(1.7)
	悪臭	36(42.3)	29(26.4)	11(14.5)	23(23.0)	14(23.3)
	地盤沈下	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
	土壌汚染	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
以外七公害	不法投棄	31(36.5)	56(50.9)	42(55.3)	54(54.0)	36(60.0)
	その他	1(1.2)	6(5.5)	5(6.6)	1(1.0)	4(6.7)
合計		70(100.0)	102(100.0)	85(100.0)	76(100.0)	60(100.0)

備考：苦情内容が2種類以上の場合は、主な方とした。()内は全体に占める割合(%)を示す。

(表 14-2) 公害苦情の発生源

(単位:件)

発生源	種類	典型七公害						七公害以外		合計	構成比 (%)	
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	不法投棄			その他
農林漁業									1	1	1.7	
鉱業										0	0.0	
建設業		1		1	1	1			2	6	10.0	
製造業						2				2	3.3	
電気・ガス・水道業										0	0.0	
運輸・通信業										0	0.0	
卸売・小売・飲食業				1						1	1.7	
サービス業		1				3				4	6.7	
家庭生活						8			14	1	23	38.3
その他										0	0.0	
不明			1						20	2	23	38.3
合計		2	1	2	1	14	0	0	36	4	60	100.0

(表 14-3) 用途地域別件数

(単位:件)

区分	種類	典型七公害						七公害以外		合計	構成比 (%)	
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	不法投棄			その他
住居	第1種低層住居専用								2		2	3.3
	第1種中高層住居専用	1		1		1			9	1	13	21.6
	第2種中高層住居専用								1		1	1.7
	第1種住居				1	2			1		4	6.7
	第2種住居										0	0.0
	準住居										0	0.0
商業	近隣商業								1		1	1.7
	商業								1		1	1.7
工業	準工業					1			2		3	5.0
	工業					1					1	1.7
	工業専用										0	0.0
	市街化調整区域					2			3	1	6	10.0
	都市計画区域外	1	1	1		7			16	2	28	46.6
	合計	2	1	2	1	14	0	0	36	4	60	100.0